

共用部分における喫煙・ポイ捨てはご遠慮下さい！（他団地例）

「ベランダや階段からドア・窓を通して煙草の煙が室内に流入して来る」「敷地にゴミや灰・吸殻をポイ捨てしている」と複数棟から再三相談がありました。標記の行為は規約の迷惑行為に該当しますので、お控えください。



タバコの煙は健康上有害であるということは周知の事実であり、当団地内で嗜む場合には他住戸にまで影響が及ばぬよう、細心の注意を払ってください。大前提として、共用部分（ベランダ・階段を含む）における迷惑行為は管理規約によって禁じられております。

注1： 多くの場合に、タバコの煙は特に上方の複数階や水平方向の他住戸には感知可能なレベルのまま届いてしまい、その臭い・有害成分が洗濯物や室内に残留します。

注2： 集合住宅ベランダにおける継続的喫煙が不法行為だという判例があります。

注3： 「個人の嗜好にとやかく言うな。他住戸からのタバコの副流煙は受忍すべきだ」となると、「他住戸からのその他の物理的影響（例えば、深夜の騒ぎ声、大音量の楽器・オーディオ・ゲームなどの音、有機溶剤などの刺激臭）も法的上限値以下であれば受忍すべきだ」ということになります。

注4： 「タバコの煙を自宅内に留め置きたくない」という喫煙者の方は、「そもそも非喫煙者は同様の思いをより強く持つであろう」という点にご留意ください。